

建設経済委員会記録

| | |
|------------|--|
| 日 時 | <p>令和3年 9月21日 (火)</p> <p>午後 1時02分 ~ 午後 1時33分 午後 1時37分 ~ 午後 2時04分 午後 2時10分 ~ 午後 2時51分 午後 3時00分 ~ 午後 3時25分 午後 3時31分 ~ 午後 4時05分 午後 4時10分 ~ 午後 4時15分</p> |
| 場 所 | 第5・第6委員会室 |
| 出席委員 | <p>◎中島 俊 ○岡田 智佳</p> <p>坂巻 重男 円谷 憲人 林 伸司 平野 光一</p> <p>松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一</p> |
| 委員外出席者 | (傍聴) なし |
| 欠席議員 | なし |
| 説明のため出席した者 | <p>副市長 (鬼沢徹雄)</p> <p>経済産業部長 (國井 潔) 理事兼商工振興課長 (北村崇史)</p> <p>都市部長 (染谷康則) 都市部理事 (酒井 勉) 都市部理事 (市原広巳)</p> <p>公園緑地課長 (佐藤 誉) 中心市街地整備課長 (長妻克典)</p> <p>土木部長 (星 雅之) 土木部理事 (内田勝範)</p> <p>道路総務課長 (井出 茂) 道路保全課長 (金井忠義)</p> <p>その他関係職員</p> |

午後 1時 2分開会

○委員長 それでは、ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10名を超えた場合は、当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、傍聴を許可することとし、委員会室で傍聴する方は、傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかつた方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしく願いいたします。

本日は、お手元に配付した審査区分表に従いまして審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本としまして、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から皆様、執行部にお願いしますが、答弁に当たっては、委員長との発言の上、挙手をお願いします。発言の許可を得た上で、所属名と名前を述べまして、簡潔な答弁に努められるようお願いをいたします。

執行部の皆さんには反問権を付与しておりますので、反対質問がある場合は反問しますと申し出てください。

重ねて委員長よりお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに設定してください。審査に必要な資料を閲覧するために議長から付与されましたタブレット端末の使用が認められていますので、使用の際は操作音を発しないように御注意をお願いします。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止です。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第5、第6委員会室で開催することとしまして、執行部の入室についても所属長以上とするように協力をいただいております。各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に御尽力いただいているところですが、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、御協力お願いいたします。

また、定期的に休憩を入れて換気を行いますので、そちらのほうも併せましてよろしく願いいたします。

○委員長 まず、議案の第1区分から、議案第23号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○松本 商店街売上喚起支援の内容をお示してください。

○理事兼商工振興課長 商店街喚起事業につきましては、商店会連合会が発行するプレミアム付商品券、この執行事業の一部を補助するものでございます。昨年度実

施しました商店会連合会のプレミアム商品券付事業につきましては、商店会連合会におきまして4,000セット販売しておりまして、1億2,000万円の売上げ向上効果があったものとなっております。今年度も継続ということでございますので、市といたしましても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、売上げが減少している市内商店会加盟店の売上げ回復、売上げ向上というものにつながるものと考えておりますので、今回補正予算に計上させていただいたところです。以上です。

○松本 リフレッシュ公園の整備事業で、当該事業が感染リスク軽減になる理由をお示してください。

○公園緑地課長 トイレの使用後の水を流す際に、新型コロナウイルスの飛沫が考えられるということから、現在和式トイレを蓋つきの様式トイレに変更するものがございます。以上です。

○松本 ただいまの話ですと、柏市内の全てのトイレに当てはまる、同様のことが当てはまることとなりますが、柏市内全てのトイレでそのようにするのでしょうか。

○公園緑地課長 今回は、建物内にあるトイレを対象としておりまして、リフレッシュプラザを今回の補正予算、便器の取替えに計上したところでございます。以上です。

○松本 続いて、柏駅周辺街路整備事業、スケジュールをお示してください。

○中心市街地整備課長 今年度、この9月補正をさせていただいた後、用地交渉がまとまり次第契約を結んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○松本 これは、繰越しにはならないんですか。

○中心市街地整備課長 相手方のある話になりますので、相手との交渉次第では、繰越しというようなことも考えられます。以上です。

○松本 年度内の完成を目指しているということですか。

○中心市街地整備課長 当然年度内にお話がまとまるようにということで、鋭意交渉を進めているところでございます。以上です。

○松本 続いて、市内飲食店売上回復事業です。この内容についてお示してください。

○理事兼商工振興課長 こちらにつきましては、市内飲食店の売上げ回復向上を目的といたしまして、市内の飲食店で飲食をされました方につきましては、お支払いになりました金額の一定割合をキャッシュレスポイントという形で還元させていただくものがございます。以上です。

○松本 今緊急事態宣言が出されていまして、できるだけ飲食を控えるようにという中で、この議会でもいろいろと対策をしているところです。それがこうして、よく言われるのがアクセルとブレーキ同時に踏んでいると言われるのですが、これはなぜこのようなことを今行う必要があるのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 まず、足元の柏市内の新規感染者数、陽性者数でございますが、8月16日の860名をピークに、直近の9月13日の週、1週間では130名となっているところでございます。また、全国的にも感染の状況というのは、第5波の状況落ち着いてきているということがございまして、現在政府におきましては、10月、

11月以降ということで、一定の社会実験ということで、一定の感染対策を講じている飲食店におきましては、営業自粛等の要請の緩和ということを検討しているところでございます。また、この動きに合わせまして、県におきましては千葉県独自の認証制度並びに先週金曜日に発表になりましたが、千葉県が調査を行いました飲食店で感染防止対策が講じられているというものにつきましては、確認店ということでステッカーを交付し、そうしたお店に対しては飲食店等の要請の緩和ということを検討しているというふうにお伺いしております。こうした流れに沿いまして、市といたしましても売上げ減少が継続している市内飲食店の回復に向けた消費喚起の取組というものを準備させていただきたいと考えております。委員御指摘のとおり、今後の感染状況におきましては、場合によってはこの事業の執行停止ということも検討しておりますし、またスタートに当たりましては保健所等関係部署とも連携、相談しながら慎重に検討、実施をしてまいりたいと考えております。以上です。

○松本 この事業は、いつ行う予定ですか。

○理事兼商工振興課長 現在のところ今年の12月から来年の2月までということを検討しております。以上です。

○松本 この事業を行うことによって、また感染拡大が広がってしまうというのが大変懸念されるところです。特に年末年始の忘年会、新年会という時期に重ねてやるのは無理があると思いますが、いかがですか。

○理事兼商工振興課長 当然感染拡大防止というものが最も重要と考えておりますので、国や県の様々な基本的方針、それから要請の内容、それから市内の感染状況を総合的に勘案して、実施については慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○山田 経済の補助、助成ということに、全体に関して伺いたいんですけど、2年、約2年になんなんとする中で、感染拡大は、これは絶対的だと。そちらの保健所のほうの所管の質問は避けたいと思いますが、やっぱりしっかりした経済を動かすというか、生活を維持していくという中での補助、助成というのが、この補正の中で項目うたわれています、重点施策やっていますけれども、全体を通して、国の執行が非常に分かりにくかったり、それからその補助を手繰るのが難しかったり、これは本当に経済部、現場では相当苦労したり、いろんな掘り起こしたり、それから議会で説明したり、その機会を捉えられるように商工会と連携したり、会議所と連携して、それは十分分かっていますけれども、私たちいまいち、そこが国の施策が、ちょっとはつきりしないということで、現実にこの具体的商品券事業だとか、これに特化して、絞ってきて、それが使いやすい、商店街にとっても、それから消費者にとっても、その辺がうまくミックスアップして、そういうふうにならなっているのかどうか、そういう感じの捉まえ方というのはどうですかね。

○理事兼商工振興課長 御指摘いただきました市内事業者にとりましての支援がしっかりと届くということも非常に重要と考えております。今回飲食店のほうにおきまして、キャッシュレス還元とさせていただきます理由といたしましては、直接

の補助金よりも、市民の方々が実際に飲食店にお伺いして、感染対策をしっかりと行いながら飲食していただくということで、市民の方々の消費、それから市のほうのプレミアム分ということで、飲食店に対する売上げ効果が通常の補助金よりも高くなるものと考えております。また、飲食店の売上げが伸びるということになりますと、その飲食の取引をしております小売事業者、それから清掃等の関係の事業者、また広告代理店、あるいはポスター、チラシなどをつくっております広告関係事業者等、非常に幅広い業種への拡張が期待されているというところでございまして、今回飲食店に特化した形でのキャッシュレス還元というものを実施させていただいております。なお、紙ベースの商品券でなくキャッシュレスとさせていただきましては、飲食店の資金需要ということを念頭に置かせていただいているところではございます。通常の商品券ですと、月末締め、翌月精算ということで、入金までに一定の時間がかかってしまいます。こうなりますと、売上げが減少している飲食店にとりましては、仕入れ並びに従業員の給与というものは支払うことが困難になってしまう場合がございます。キャッシュレス還元の場合、最も早いパターンですと1週間以内に支払われたものが入金されるということになっておりますので、こうしたサイクルも考え合わせまして、キャッシュレスポイントを今回採用させていただいたところではございます。また、商店会連合会が実施しておりますプレミアム付商品券につきましては、客層とされる方々が高齢者の方々が多く、こうしたキャッシュレス還元のみでは十分に消費に貢献いただけないと、御協力いただけないという部分がございますので、こちらにつきましては商店会連合会が発行しております紙ベースのもの、こちらに対する補助というもので、それぞれのお客様の層に合わせた形での支援というものを実施させていただいているところでございます。以上です。

○山田 今の御答弁のおさらいですけれども、感染を防いで、市民への消費を喚起すると、活力を養うと、ここは絶対避けて通れないことだし、ただ感染が怖いということですけど、今本当に御答弁の中で、やっぱりたかだか、たかだかという、こういうキャッチの政策のフレーズでは、表につかないでしょうけども、このお金を回していく、やっぱり今御答弁あったけども、業者のほうに早くお金が入ってくる、そうやって、それから雇用とか仕入れ部分とか、いろいろ回すということに関しては、やっぱり業者というのは相当、この辺が一番お店、それから卸売業者、全ての人たちが、この辺が一番関心があることだったと思いますけど、実情実態は、この辺がやっぱり力の入れ具合でしょうかね、もしおさらいがあったら、現実にこれがいいよと、今の対策の中で。いろいろほかにも、投網でもっているんな政策打つことは政府やるでしょうけども、市町村、現場の対応なんかでは、育成に関しては、その努力に関してはちょっと教えてください。

○理事兼商工振興課長 委員から御指摘ありましたとおり、私どもといたしましても、今回補正予算に提出させていただく前に、6月の時点から様々な形で、他の地方公共団体における事業の実施状況、それから昨年度行いました市の実施事業の検

証というものを行ってきたところでございます。その中で今回選択させていただきまされたのが、補正予算に計上させていただいている5つの事業ということでございます。なるべく多くの事業者の方々に漏れなく、しかも前を向いて事業を継続していただけるような形でということで今回御提案させていただいたところでございます。以上です。

○山田 私がいあまり長くなってもしょうがないですけど、今松本委員から、このコロナがやっぱり復帰してきた場合は、この事業止めざるを得ないと、やめるということになって、これは本当に緊張感あふれたような事業で、ただ私たちからすれば、国民、市民に、それから経済界に、これは小さい、ごく一部の事業ですけれども、寄り添ってやるのが、さっき形容ではブレーキとアクセルと同時にと、こういう表現がありましたけれども、まだ先々見通しがきつい状態が、変異種も出てきたり、何かで緊張しているし、その辺は御答弁があれば言ってください。だけど本当に緊張感持って実働、現場は動かしていると、こういうことは真剣にやってもらいたいと。

○理事兼商工振興課長 まさに松本委員、山田委員からの御指摘のとおり、感染拡大防止というものが第一でございます。感染拡大の防止が続かなければ、市内経済の好循環ということで、人々に消費していただくということができませんので、これまでも市内事業者の方々には県の要請、それから市独自の呼びかけ等によりまして、感染防止対策に努めていただいているところでございますが、今後こうした事業を実施する際にも、必ずそうした際のお願いはしっかりとまいりたいと考えておりますし、特に県の認証制度、県の確認店制度、こういったものをしっかりと活用させていただいて、そういったものにしっかりと協力いただいている飲食店等を中心に支援というものを広げてまいりたいと考えております。以上です。

○山下 お願いします。私もサの市内飲食店売上回復事業についてお尋ねいたします。先ほど松本委員、山田委員、御質問があり、御答弁もありまして、感染拡大の件、そして飲食店を対象にされた件というのは承知いたしました。その中で飲食店だけではなく、ほかの事業については検討されたのか、あるいはこれから検討されるのか、お聞かせください。

○理事兼商工振興課長 今回飲食店に対するキャッシュレスポイントということで、飲食店に絞りました理由といたしましては、市内事業者の売上げ、それから全国的には業種ごとの売上げ、それから市内の産業に占める売上高の割合、こういったものを分析させていただきまして、やはり飲食業が一番影響力が大きいということでございまして、その効果を集中して発揮させるために飲食店に特化したキャッシュレスポイント還元とさせていただいたところでございます。一方で、委員御指摘のとおり、他の業種におきましても非常に厳しい状況の中、市内で事業を継続していただいているということがございますので、5つの事業の中でチャレンジ支援補助金ということで、今回、昨年度は3,000万円でしたが、今回1億円に拡充させていただいて、より対象を幅広くということで展開をさせていただこうと考

えております。これによりまして、市内事業者の皆様が、このコロナの中におきましても、それからコロナが落ち着いた後におきましても、社会情勢の変化、人々の購買行動の変化、こういったものに対応した新しいビジネス、新しい消費の開発、それから販路開拓といったようなものにチャレンジしていただくということをしつかりと応援してまいりたいと考えております。以上です。

○山下 この事業の対象となるお店であったり、その内容について教えてください。

○理事兼商工振興課長 対象といたしましては、市内に店舗を有する事業者でございます。特に法人におきましては、本店等が所在する事業者ということを中心と考えております。また、昨年度につきましては、事業者連携ということで、複数の事業者による御申請というものをお受けしてきたところですが、様々な事業者の方々の声をお伺いした結果、その要件については撤廃いたしまして、個々の事業者の方々が、それぞれに新しいチャレンジをするということについて、対象ということで、幅広く対象としていきたいと考えております。以上です。

○山下 確認ですけど、市内にある飲食店というくくりということでしょうか。

○理事兼商工振興課長 失礼いたしました。チャレンジ支援補助金に関しましては、業種の指定はございませんので、小売業でございまして建設業でございまして、例えばITのシステム会社等でございまして対象となります。以上でございます。

○山下 サの市内飲食店売上回復事業の資格であったり、あと件数についても教えてください。

○理事兼商工振興課長 失礼いたしました。飲食店売上げ事業につきましては、市内に店舗がある飲食店で、チェーン店を除くという形で対応させていただくことを予定しております。また、対象店舗といたしましては、現在千葉県の協力金、こちらに申請しております事業者数が1,200前後とお伺いしておりますので、それだけの飲食店が参加いただけるということを見込んでおります。以上です。

○山下 飲食を提供していて、保健所などに許可出しているけれども、本業と併せてやっているとか、いろんな形があると思うんですけども、その辺りについては、もし……。

○理事兼商工振興課長 飲食店のほかに、例えば小売業とか、幅広い業種で展開されている事業者の方もいらっしゃいます。こうした方につきましては、飲食の部分につきましては、キャッシュレスポイント還元の対象とさせていただくことを予定しております。以上です。

○山下 この決済の方法について、どのように選択されているのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 今回補正予算がお認めいただいた場合でございますが、事業者のプロポーザルということで、幅広く、様々なキャッシュレスを取り扱っている事業者からの御提案をお受けする予定でございます。その事業者の中から、採択した事業者の決済方法によりまして事業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○山下 プロポーザルということですね。先ほどキャッシュレスの形にすることで、

経営上で有利というか、メリットがあるというようなお話ですけれども、これが消費喚起を促すことにつながるということに対するお考えについてお示してください。

○理事兼商工振興課長 通常の商品券事業ですと、まず商品券をお買い求めいただいて、その後でその商品券を使っていただくという形になります。キャッシュレスポイント還元の場合は、そうした手続がない中で、飲食店に実際に訪問していただいて飲食をしていただく、お客様にとりましては通常の飲食店での食事というものと同じ中でお支払いをいただくということで、キャッシュレスポイント還元ということになっております。今回事業者からの提案にもよりますが、市の予算上では、30%のキャッシュ還元ということを予定しておりますので、その3倍以上が売上げとしてプラスになるとうふうに期待しております。

○山下 こちらは特定財源ということで、細かい部分については承知いたしましたけれども、そもそもこの消費喚起を促して、飲食店の売上げを回復するというところで、何が一番ネックになっているかということ、やはり感染の不安であったり、あるいは私たちの生活が変化していったことに対して、これまでの売上げが見込めないということなので、そういった転換について一番考えていかないといけないというふうに個人的に思い、そしてそういう意味でチャレンジの補助金であったり、このコの市内事業者の売上げ減少対策で、この新しい生活様式に対応した支援をとというのは賛成しております。そこで、このコのほうについてお尋ねいたします。例えば市ではこういった支援があり、国や県でもいろんなものがあり、それを商工振興課さんや商工会議所さんなどがバックアップされていると思うんですけれども、そういった事務事業であったり、そういったものを支えるような支援、バックオフィスなどのような支援というのは何か既にあるのか、お考えでしょうか。

○理事兼商工振興課長 御指摘の国、県、市様々な事業者支援に関して、市内事業者の方々がどのような形でサポートを受けられるかということにつきましては、6月議会で補正予算として御提案させていただきました無料の専門家相談事業というものを実施させていただいております。こちら7月から開設いたしまして、7月の実績で既に27件の御相談をいただいているところでございますが、この中におきましては、国、県、市の支援の中で御相談に来られた事業者の方々がどういった支援を受けられるか、またその支援を受けるに当たって、申請書の書き方、添付資料の確認等、こちらにつきましても専門家相談という中で実施させていただいております。また、専門家相談につきましては、第一義的な御相談は中小企業診断士の方に受けていただきますが、相談内容によりまして、別の専門家のアドバイスが必要ということになりましたら、社会保険労務士、税理士、公認会計士、弁護士等の相談を二次的に受けられるというような形で制度設計を行っているところでございます。以上です。

○山下 それぞれの地域の事業者のよいところ、弱いところ、それらを補完して、あるいは連携していくような後押しというのは何かお考えなんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 先ほどチャレンジ支援補助金におきましては、単独の事業

者での御申請も可能ということを申し上げさせていただきましたが、チャレンジ支援補助金につきましては、昨年度と同様2種類の補助を用意させていただこうと考えております。1つは、上限50万円で、個々の事業者からの申請を可能とするもの、もう一つは同業種、あるいは異業種の連携によりまして、最大500万円の補助をさせていただくものというものでございます。こちらの500万円の補助というものにつきましては、同業種、非常に幅広い連携というものをさせていただきまして、業界全体、業種全体の売上げ回復というものについて取り組んでいただくということを支援させていただきたいということをご想定しております。以上です。

○山下 ありがとうございます。最後に、中心市街地整備課さんの柏駅周辺街路整備事業について、先ほど松本委員からも御質問ありましたが、少し改めてこの事業について御説明ください。

○中心市街地整備課長 まず、場所のほうですが、都市計画道路中通り線という都市計画道路がございます。こちらのハウディモールと小柳町通りを結ぶ歩行者専用の道路、こちらの整備に向けた用地買収ということになります。当該場所につきましては、駅前ハウディモール、柏アーバンデザインセンターのところから、D1、再開発ビルができたところに向けて、今現在道路のないところを道路を造っていただくというところで計画しているところになります。以上です。

○山下 その既存の道路の歩行者優先との兼ね合いというか、その辺りについてのお考え、計画をお聞かせください。

○中心市街地整備課長 今現在、宅地として利用しているところに新たに道路を造ることになりますので、ネットワークとしては強化を図っていくということにつながるかと思っております。当然ハウディモール、小柳通り、それぞれ歩行者でございますので、それを横につなぐ形でネットワーク強化ということが図れると思っております。以上です。

○山下 現在通っている道路が、その道路ができることで一旦あれなんですか、歩行者、今の道路は今の道路のまま通れるということですかという質問なんですけど。

○中心市街地整備課長 現在の道路の供用は、そのまま供用という形になりますので、車の通行が通れるところにつきましては、車両通行ができる形でそのまま御使用いただけるということになります。以上です。

○山下 承知しました。以上です。

○委員長 それでは、休憩させていただきます。

午後 1時33分休憩

○

午後 1時37分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

続行します。

○平野 それじゃ、初めに経済支援についてお聞きします。まず、新型コロナウイルスの今後の感染拡大について、どのように見ているかということなんです。柏市

全体として、いろんな施策を展開するときに、これがこのまま第5波で終わるのか、第6波が来るのかというのは重要な問題ですよ。それを商工振興課に聞くのか、副市長に聞くのかあれですが、第6波についての見通しというのはどのように考えていますか。

○副市長 取りあえず、今、第5波の減少自体もなかなか専門家も、その原因というか、なかなかつかめないので検証していくという話もありますので、そういった状況を踏まえながら、間違いなく次、また6波がどのような形で来るか、それはワクチンの接種の状況を踏まえながら、これから我々としても専門家の意見を参考にしながら、それに備えていかなきゃいけないかなというふうに考えております。その上で、経済対策を、それをどういうふうにしていくかというのは考えていかなきゃいけないんですけども、ただ今説明している、予算計上している内容については、ある程度準備もしておかないと、すぐに始めましょうといってもできないので、取りあえず予算を計上しながら、今後の感染状況踏まえながら、それを見ながらブレーキとアクセルを上手に使いながら進めていきたいと、そのように考えております。以上です。

○平野 政府も、先ほど説明あったように、このワクチンがおよそ完了する11月をめどに、行動制限の緩和といいますか、これを、例えば緊急事態宣言の下であっても、県境をまたぐ旅行であるとか、あるいは大規模イベントの開催であるとか、飲食店での酒類の提供を認めるというふうな検討をやっているんですね。それに合わせた内容かなと、この市内飲食店売上回復事業についてそのように見ているんですが、先ほど感染拡大の状況によっては中止も視野に入れるというか、状況見ながら中止するというふうなことだったと思うんですが、これはどういう状況のときに中止というふうに判断しますか。

○理事兼商工振興課長 これまでの国や県における緊急事態宣言ですとか県からの要請内容、こういったものが出てまいるかと思しますので、そのときの感染状況に応じた国または県の方針、こういったものを見ながら判断してまいりたいと考えております。以上です。

○平野 中止の判断というのは、それはどういう状況かって想定するのに、やはり今の新規感染者が下がっている状況からまた上がり始めると、それがその上がり方が第6波を予感させるというか、第6波じゃないかというふうな状況になってきたとき、上がり始めたとき、あるいは急速に上がってきたとき中止するという判断がされるんだろうと思うんですが、これは先ほど松本委員も言ったように、この事業そのものが感染拡大を加速させる、そういう要素にもなるということですよね。違うでしょうか。

○理事兼商工振興課長 これまでも飲食店に対する営業自粛、あるいは酒類の提供禁止というものが要請されてきた背景には、やはり新型コロナウイルスの感染には飲食が大きく媒介すると。マスクを外して飲食を行うということによりまして、飛沫あるいは空気、大気上にウイルスが広まるということが言われております。一方

で、現在県においても、また、他の自治体においても検証されておりますのが、換気を行うことによりまして大気感染をどこまで減少できるかということの様々な検証が行われているところでございます。隣の松戸市におきましても、専門家が個々の飲食店に入りまして、換気を行った場合と行わなかった場合の空気内の滞留の状況等を検証しているといったようなこともございますので、当然これまで行われてきました感染拡大防止の取組、それから現在行われております様々な検証、今後の国、県の方針あるいはそういったものを踏まえながら、これまで第5波まで来ておりますので、その感染状況で広がり切ってしまう前にしっかりとストップをかけられるような形で、保健所をはじめ関係部署と連携してまいりたいと考えております。以上です。

○平野 結局柏版のGo To Eatというか、この説明資料の、この事業の概要の説明の所で、このキャッシュレス決済によるポイント還元を実施することにより、市内外からの誘客を図り、消費喚起を促すとあるんです。だから、市内だけじゃなくて、近隣の自治体、あるいは利根川を渡った向こうの住民の皆さんにも、柏に来ると、柏で飲食をすると、市が、柏市が30%値引きしてくれますよと、こういう内容なんですよね。ですから、どうぞ柏に来て、柏の飲食店利用してくださいという、こういう内容ですよね。だから、これは対策がきちんとされたところでやれば、それはないんだということも言えるかもしれませんが、そうやってやっぱり人の流れを促進する、こういう要素になるというふうに思うんです。それで、この飲食店の店舗数ですが、先ほど1,200ほどと言われました。そのうちのこのキャッシュレス決済を取り入れている飲食店というのは何割ぐらいだというふうに見ていますか。

○理事兼商工振興課長 キャッシュレスの導入率につきましては、全国的な調査におきますと、飲食店の中で72%が何らかの形でキャッシュレス決済を活用していると。その中で、いわゆるペイペイ等のコード決済を利用している店舗につきましては55%ということになっております。飲食店につきましては特に割合が高く、また市内事業者のそういったキャッシュレスの利用状況につきまして、一部のキャッシュレス事業者に確認したところ、今回1,200に入っていないところも含めまして、1,100店舗程度が飲食店の中でキャッシュレスを導入しているというふうなデータもいただいているところでございます。いずれにいたしましてもキャッシュレス事業者、プロポーザルにより選定させていただきますが、そういったキャッシュレスを導入していない飲食店に対しても、きめ細やかに、個別に御相談に応じていただけるような体制というものもしっかりと評価ポイントに含めて検証していきたいと考えております。以上です。

○平野 この同じ飲食店でも、同じ市内の飲食店でも、この制度の恩恵にあずかれるところと、恩恵のないところとが出てくるわけです。それと、今回予算がおおよそ5億5,000万円なんですけど、5億5,000万円を、例えば店舗数で、1,200で割ったときに、概算四十数万円になりますよね、1店舗当たり。今多くの事業者、特に飲食

店なんかは、持続化給付金の再支給であるとか、家賃支援給付金の再支給、政府は1回やったわけなんですけど、それ以降そういう形ではないわけで、これの再支給というのを求めているわけですね。この感染状況によっては、またお客さんがほとんど来なくなるという事態も来るわけですよ。そうなったときに、私はこの市内飲食店全体を支援するという意味でも、その個別の、これ一般質問で武藤議員が千葉市だとか、それから松戸、野田なんかの直接支援の給付金の例を挙げましたけれども、こういうのは検討されなかったんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 委員御指摘のような形での給付金による事業者支援、こういったものも検討の中には入っております。また今後新型コロナウイルスの感染拡大の影響による市内事業者の経営状況を判断しながら、よく調査しながら、そのときに必要な事業者支援というものを今後も検討実施してまいりたいと考えております。以上です。

○平野 今言ったように、同じ飲食店でも、この制度が使える、対象になる店舗とされない店舗があると。それから、今度は飲食する市民の側、ポイント還元を受ける市民の側ですけども、高齢者だとか児童生徒、学生まで入れていいかな、そのキャッシュレスで買物する、飲食するというのをほとんどしない年齢層もあるわけですよ。そういうことでいうと、やはり全市民的な支援、このキャッシュレスだってそうでしょう。利用する人への支援と、それから店舗への支援と両方の意味合いがあるわけなんですけど、両方の意味合いで、全体が支援されるというんじゃない、特定の人たち、5割なのか6割なのかの人たちに、このお金が、5億5,000万円が配分されるということで、よりいいのは、私さっき概算で、多分四十数万円になると思うんですけど、5億5,000万を1,200で割ると。この40万円とか50万円という数字は大変大きいと思うんですよ。飲食店の1か月分あるいは2か月分、大きいところだと1か月足りないかもしれませんが、家賃分に相当するぐらいね。あるいはもっとなるかもしれません。そういう支援になるわけで、感染の拡大の原因にもなりかねない、あるいは途中では中止しなきゃいけないかもしれない。そういう事業というのは、最善の事業ではないんじゃないだろうかというふうに思いますので、慎重にというか、状況見て慎重にやっていただきたいし、多分事業者の皆さんにとっては、先ほど言ったような直接的な支援、1,200店舗で割っても四十数万円が支援できるわけですから、この5億5,000万円使えば。そういうこともきちっと検討すべきだというふうに思います。あと、公園事業です。都市空間と書いてあるところで、北部地区の公園整備事業と、旧吉田家住宅歴史公園管理事業についてお聞きします。このこんぶくろ池公園も最終段階に入ってきたということなんですけど、この事業計画、北部中央地区の事業計画そのものは、当初は平成22年工事が完了するという予定だったものの、見直しが行われて、平成でいうと平成34年ですか、令和4年まで延長されたわけですね。残すところあと2年ということになるんですけど、この2年以内に北部中央地区の区画整理事業が完了するのか。それに伴って、このこんぶくろ池公園の用地の買戻しも全部終わるのかという見通しなんですけど、いかがですか。

○公園緑地課長 平成4年度までの事業の見込みでございますが、今現在用地買収をベースとした率でいいますと、約92%の用地買収が完了しております。残り部分につきましては、用地の取得にちょっと手間取っているということを県の区画整理事務所から聞いておりますが、平成4年の事業完了に向けて努力するというところでございます。以上です。（「令和」と呼ぶ者あり）令和、すいません。令和4年度の事業終了に向けて努力するというのを聞いております。以上です。

○平野 それは、再度の事業計画の見直し期間の延長ということもあり得るということでしょうか。

○都市部長 事業自体、現地を見ていただくと分かるんですが、今の事業計画では終わる見込みというのは少し厳しい状況になっていて、施工者である県も、今施工期間を含めた事業計画を変更する手続にこれから入っていくということで連絡を受けています。なので、縦覧等またしていくことになると思いますので、その辺が分かれば、きちんと外に出していけるというふうに考えています。以上です。

○平野 このこんぶくろ池公園の整備事業と、その区画整理事業の進捗の状況っていうのは大きく影響していて、これは平成でいうと平成9年に、このこんぶくろ池公園周辺の保全についてというのが県から当時の本多市長宛てに協議が行われて、このこんぶくろ池公園整備事業については、柏市で区画整理事業の中でやってほしいということで、その区画整理事業の合算減歩率が40%を超える場合は、事業の成立上、その超過分について市の負担をお願いしたい、こういう協議が持ちかけられて、本多市長がそれに対して了解するわけです。これは形式的なお話なのかもしれませんが、標記の件については了承しますと。なお、こんぶくろ池及びその周辺を公園として整備するに当たり、補助金等の確保及び区画整理事業全体計画の中で財政負担の軽減が図られますよう特段の御配慮を賜りたく併せてお願いいたしますと、こういう返事で、市の事業としてこのこんぶくろ池公園事業がやられるわけです。ですから、この区画整理事業が計画どおりに進んでいけばという話なんですけど、多分柏市の側でも、これが長期化するということで、その先買いした用地、先買い用地の金利負担というのが重くなっていくと、事業が伸びれば伸びるほど、ということだと思うんですけども、この現在までの市で頂いた資料では、これまで用地取得に要した費用として151億円という数字をいただきました。今年度買戻し分を含む。最終的な用地買収合計で167億円という数字をいただいておりますが、このうち利息は幾らに、合計幾らになりましたでしょうか。

○公園緑地課長 利息につきましては、ただいま手元にございませんで、後でお調べしてお知らせいたします。以上です。

○委員長 よろしいですか。後で。

○平野 分かれば、この委員会終わる前にお願いします。

○委員長 じゃ、委員会終わるまでをお願いします。

○平野 それと、これはもちろん借金を全額一般会計じゃなくて、起債事業、多くを起債でやっているんですが、この起債額、合計額は幾らですか。

○公園緑地課長 起債額につきましては、こんぶくろ池単体での起債を組んでおりませんので、そのほか事業除いた起債額で計算しております。この起債額につきましても、財政課のほうに照会して、後ほど数字をお知らせしたいと思います。以上です。

○平野 先ほどの利息についても、この起債に関わるわけですから、一連のそういう数字、全体の費用、それからそのうちの借金、起債額、それに伴うこの期間の延長も含めた利息の額、そして途中から償還も始まっているでしょうけれども、現在の起債残高、この辺ぜひ資料として提出してください。それでは、吉田家住宅歴史公園なんですけど、これも資料頂いたんですけど、令和2年度から、このコロナの影響もあって入場者数、入場制限しているの、2年、3年というのは少ないわけなんですけど、平成30年の、30年と令和元年のを見ますと、この利用団体、団体数が年間77あるんですけど、そのうち学校、学校関係4なんです。平成30年で。この今頂いている資料でも、旧吉田家住宅歴史公園は国重要文化財を有する公園で、日本古来の歴史と文化を体験、学習できる場の提供を目的として、平成21年に開園したということを書いてあるのね。この歴史と文化を体験、学習できる場の提供という趣旨からすると、もっと学校関係者の、市内の小中学校の歴史、社会科の授業の一環として、もっと積極的にここが利用されるべきかなと思うんですけど、この少ないにはどういう理由があるのでしょうか。平成30年が77のうちの4、令和元年は76のうちの8というのが学校関係でした。どういうことが考えられると思いますか。

○公園緑地課長 理由としましては、ちょっと私どもも不明ですが、開園当初は、市内から小学生が結構見学に来ていたと聞いております。以上です。

○平野 これは、教育委員会の位置づけというか、必要でしょうし、せっかくこの吉田家住宅の公園にしても、寄贈は受けたんだけど、そのほかこうやって公開できるまでには、今回のこの委託料も含めて大きなお金がかかっているわけなんですよね。ですから、市内の児童生徒、あるいは高校生、大学生も含めて、もっと気軽に、そして学習の場となるような企画というか、展示の仕方とか、紹介の仕方というのは大事だと思います。よく柏は歴史がないというふうに言われるんですけどね。私最初に議員になったときも、特に今ここにおられる都市部や土木部の職員の先輩方から、柏は歴史的に馬の放牧地で、野田や関宿とか我孫子とかと違って歴史的なものが少ないと、歴史が少ないというようなことを言われていたことあるんですけど、そんなことないと思うんです。市内の様々な文化、歴史遺産というのをきちっと評価して、それを市民に広く知ってもらうことで、やはりいわゆる郷土愛だとかということもできてくるんだろうと思うんです。ですから、今回委託なんですけれども、ぜひもっと市内の児童生徒に利用される企画というのを事業者にも求めたいと、市にも、あるいは教育委員会にも求めたいというふうに思います。どうですかね。

○公園緑地課長 これから指定管理者の選定委員会等ございますので、その中で指定管理者に応募してきた企業さんから、そういった提案があるかどうか、しっかり見極めて決めていきたいと考えております。以上です。

○委員長 暫時休憩を入れさせていただきます。

午後 2時 4分休憩

○

午後 2時10分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○林 それでは、先ほど話題となっておりました市内飲食店に対します消費喚起を促すキャッシュレスポイント還元についてでございますけれども、感染抑止をしっかりと図っていただいた上で、今一番本当に大変な市内の事業者、特に飲食店に対する売上げ回復ということは非常に重要な視点だというふうに思っています。また、消費者に対する還元もできるということで、この考え方というのは、私はよろしいのかなど。何度も言うように、感染拡大を起こさないように、ぜひしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。大きくお聞きしますが、こちらに対する経済効果、金額とか、そういったところで出ているのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 先ほど御質問の答弁にも申し上げさせていただきましたとおり、今回プレミアム分といたしまして、御購入された、飲食された金額の30%ということを考えておりますので、その割り返しといたしまして、3倍以上ということで15億円以上の売上げ効果があるというふうに期待しております。以上です。

○林 分かりました。それと、これも先ほど少し出た件ではありますけれども、やはりキャッシュレスということに対して、飲食店が対応できないようなところが、まだ残っていると思いますので、そういったお店、そういったところに対するしっかりとしたフォローを、ぜひこの際にはお願いしたいというふうに思っています。あと、再度なんですけれども、こちらの財源は特定財源、地方創生臨時交付金がほぼこちらの財源という形というふうに聞いているところでございますけれども、仮にこの事業、12月から2月というようなお話があったんですが、その前にプロポーザルで業者が選定されていくというふうに思っておりますので、やはり費用は発生してくるというふうに思っているんです。そうなった場合、仮に延期とかという形になった場合、この事業は延期でも行えるものなのでしょうか、どうか。

○理事兼商工振興課長 まさにキャッシュレスポイント還元につきましては、実際にかかった金額の精算という形になりますので、仮に感染状況拡大によりまして事業の執行停止ということになりましたら、その分は事業者には払わないということになります。一方で、その臨時交付金の財源を使って何をやるかということでございますけれども、仮にこのキャッシュレスポイント還元によりまして事業による消費還元が実施できないような感染状況、あるいは市内事業者の売上げ状況の悪化ということがございましたら、また再度補正予算等で内容を検討いたしまして、新たに御提案させていただくということも最悪の場合はあるかと思われま。ただ、今回につきましては、まずは御提案させていただいた事業をしっかりと、着実に実施させていただきたいと考えておりますし、それに当たりましては、飲食店はもちろん

のことですが、お伺いするお客様のほうにも、マナーと、それから感染拡大防止への御協力、しっかりと呼びかけるような形で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○林 分かりました。それでは、まず補正予算に関する説明書の18ページのほうに、こちらに2点ちょっとお尋ねしますけれども、まず融資事業の1番に、中小企業資金融資事業という項目があるんですが、こちらには金額記載されておりませんが、こちらについての御説明をお願いします。

○理事兼商工振興課長 こちらにつきましては、6月の補正予算において御提案させていただきました利子及び信用保証協会の保証料の全額補償というものでございますが、6月の御提案時には一般財源ということで提案させていただいていたものを、国の臨時交付金に財源振替を行うということで計上しております。これによりまして、事業費そのものについては変化はないということになっております。以上です。

○林 分かりました。ぜひしっかりと対応していただきたいというふうに思っています。あともう一つ、こちらのページの一番下に、先ほども議論になったところなんですけれども、柏市チャレンジ補助金が記載されております。今回一旦チャレンジ補助金を行って、第2弾というふうに認識しているんですけれども、この第2弾を行う前に、前回のチャレンジ補助金の状況というのは、実際予算に対してどのような状況だったのかを御説明をお願いします。

○理事兼商工振興課長 今回補正予算として御提案させていただく前に、令和2年度実施しましたチャレンジ支援補助金につきまして、全事業者を対象にフォローアップ調査を実施させていただきました。お答えがありました事業者のうち6割の事業者につきましては、しっかりとチャレンジ支援補助金を基に開発しました商品、あるいは情報発信等によりまして売上げの増加、あるいは来客数の増加、ホームページブスの増加というような成果が出ていると。また、その成果につきましても、令和3年度に入ってから継続して毎月出てきているというふうに御報告をいただいているところでございます。このことから、事業の効果等は一定のものが見込まれるということでございましたので、昨年課題になった部分というものを解消しつつ、今年度につきましては拡充して補正予算として御提案をさせていただいたものでございます。以上です。

○林 第1弾の補助金は、一事業者ではなく、複数の事業者が共に事業を行うというか、取組を行うというようなことが一つのネックとなっていたように思っております。実際今途中段階、まだ精査されていないという部分もあると思いますが、予算は100%のうちどのくらい使われたんでしょうか。

○理事兼商工振興課長 昨年の採択といたしましては、予算3,000万円に対しまして2,876万円ということで、ほぼ100%執行させていただいたところでございます。以上です。

○林 分かりました。こちらについてもぜひしっかりと対応していただきたいとい

うふうに思っております。また、ちょっとこちらの概要についてからなのですが、引き続きまして、商店会連合会が実施するプレミアム商品券事業の一部を補助するという、こちらについてなんですけども、こちらは商店会連合会がプレミアム商品券を使って消費喚起を行う、その事業に対する一部補助ということでございまして、紙ベースの商品券についての補助だというようなお話があったかと思いますが、私の記憶だと、このプレミアム付商品券が、発売時には売り方によって混乱を来すというようなことが話題となったわけですが、今回これ商店会連合会が行うにしても、そういったことに対する配慮というのは考えていかないのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 昨年商店会連合会の発行したプレミアム付商品券につきましては、様々な混乱を招いたということがございます。市といたしましても今年度実施するというお話を商店会連合会からいただいた際に、昨年度の発行に関する様々な課題の検証というものをしっかり行っていただいた上でやるということでお話をお伺いしております。具体的には、昨年混乱を招きました柏駅での駅頭販売、こういったものはやらないというようなこととございますので、今年度実施しました抽せんによる郵送等による申込み、こういったものを踏まえて、現場が密にならないように、混乱を生じないようにということで準備を進めているというふうにお伺いしております。以上です。

○林 一定程度ペーパー、紙による商品券というのは、これからも少し残っていくやに思うんですけども、やはりITとスマホ等使った、そういった商品券が時代の流れというふうにも思いますので、そういったところに対する移行については、ぜひ随時していただきたいなというふうに、意見ですけども、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

○理事兼商工振興課長 いわゆるIT弱者に関するサポートというものも現時点では非常に重要と考えております。一方で、IT弱者と呼ばれている方を、いつまでもIT弱者ということでそのままにすることなく、可能な限りそういった方々でも使いやすいような仕組みづくり、それからサポートというようなことを実施することによりまして、IT弱者と呼ばれている人たちでも操作できる、対応できる、参加できる、そういったスマート化というものもしっかりと進めてまいりたいと考えております。以上です。

○林 ふるさと産品販路拡大促進について、こちらについてはJR東日本と連携して、上野駅においてふるさと産品の直売を実施すると、そういう事業でございんですけども、こちら常磐線ということで上野駅という、またスペースの問題もあろうかと思っておりますけども、上野駅にした経緯、まずそこからお願いします。

○理事兼商工振興課長 本事業につきましては、柏市、我孫子市、松戸市、茨城県取手市の4市の市長と、JR東日本の東京支社長によります定期的な地域活性化のための協議会、こちらの中でJR東日本のほうから御提案いただいたものでございます。この中で、上野駅の御提案ということにつきましては、これまでも様々な形で産直市が実施されてございまして、そのノウハウ、機材と実績があるということ、

やはり品川まで一部延長されたとはいえ、常磐線の起点は上野駅であるというJR東日本側の考え、それから上野駅につきましては、様々な文教施設ございまして、多くの方がお見えになる、通られる場所ということもございまして、上野駅の御提案をいただき、4市の市長といたしましても、その方針でやりましょうということで決定したものでございます。以上です。

○林 4市で同じような金額で、合同して、同じような場所で一緒にやるということですか。

○理事兼商工振興課長 出店料等につきましては、JR東日本側で無料等にするというものでございまして、こちらにつきましては、市内事業者の市内の特産品を上野に運び込む金額ですとか、あとは実際に上野駅で、各市の、それぞれの市のPRを行うために必要な経費ということで計上させていただいております。以上です。

○林 分かりました。ぜひ周知を図っていただきたいというふうに思います。7ページでございますけども、こちら道路関係で1件だけお尋ねしたいと思っておりますけども、柏駅西口エスカレーター及び柏たなか駅西口エスカレーターの修繕ということで、500万円という計上されておりますけど、こちらエスカレーターとエレベーターという2つの事業が一緒になっているんですけども、おのおのの金額というのについてお聞かせください。

○道路保全課長 まず、今回柏駅西口のエスカレーター及び柏駅たなか駅西口エレベーターの修繕という形で計上させていただいております。まず、柏駅西口エスカレーターにいたしましては、今年度定期点検、月1回行っておりますけれども、そのときにさび等によって、ステップ部分の浮き上がりが生じてしまったという事象がございまして、それを補修するために、当初東口のほうのエレベーターの修繕は年度当初から見込んでいたんですけれども、西口は、まだもう少し、来年度で大丈夫だろうということが点検の結果ございましたが、点検の結果、ちょっと急遽交換が必要になって、交換作業をいたします。それにつきましては約100万円を乗じてございます。続きまして、柏たなか駅西口のエレベーターにいたしましては、まずエレベーターの中の籠の内扉のレールが、さびによってちょっと浮き上がりが生じる事象がございまして、ドアパネル下側と接触して、ドアの開閉に不具合が生じるおそれがちょっと生じるという事象が起きまして、その内側のドアパネルの扉の中、それを交換するに当たりまして、約400万円の補正予算を計上させていただいております。以上でございます。

○林 分かりました。ぜひ速やかに修理していただいて、利用者に不便を来さないような対応、工期延びるようなことのないように、速やかに工事をお願いしたいというふうに要望しておきます。以上でございます。

○坂巻 すみません、ちょっとお尋ねしますけども、コロナ対策で公費により実施されていますね。それに対して、費用対効果というのはちょっと失礼な言い方ですけども、こういうものはどのように捉えていますか。

○理事兼商工振興課長 事業の費用対効果というものにつきましては、先ほどのよ

うな消費還元につきましては、実際の売上げ金額の向上というものが一つございます。ただ、私どもが昨年度から実施しております事業者支援の中で一番大切なことというものにつきましては、市内事業者の方々がより多く、より長く市内で事業継続していただくこと、ここは重要かというふうに考えております。以上です。

○坂巻 公費を投入するということは、確かに景気が悪くなり、売上げが落ちないように要るんでしょうけども、それに対して、やはりそれなりの、本来もしコロナでいった場合には、これだけ減収になったと。ところが、これを投資したためにここまで歩留まりでよかったか、あるいは税収が伸びたのか、その辺はどう捉えていますか。

○理事兼商工振興課長 個別の事業につきましては、特にチャレンジ支援補助金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、個々の取組というものがストレートに売上げあるいは実績として計上されております。一方で給付金、支援金につきましては、なかなかそういった全体の効果というのを見極めるのは難しいという面もございますが、今年度は経済センサスの調査年でもございますので、その中で市内事業者の状況、売上げ、事業者数、それから従業員数、こういったものが減少していないかどうかを確認させていただいて、検証ということでさせていただきたいと思えますし、今年度商工振興課のほうにおきましても、5年に1度の商業実態調査を実施いたしますので、その中で市内事業者の方々に様々なお話をお伺いして、本事業の実施というものの効果というものをしっかりと図ってまいりたいと思えます。以上です。

○円谷 まず、市内飲食店売上回復事業からお伺いします。飲食店の売上げが落ちているのは、これはもう言うまでもなくというか、考えるまでもなくそうなんだろうというのは、簡単に想像ができることなんですけど、それよりも、もう一步二歩踏み込んだところで、例えば赤字の店舗が増えているとか、それこそ税金その他の支払いが滞るような、そういう事態までいっているような店舗が増えているとか、そういった傾向といたしますか、分かっていることがあればお示ししたいです。

○理事兼商工振興課長 これまでも市内飲食店を中心とする市内事業者の廃業等の状況につきましては、市内商店会、それから商工団体等に情報提供を常に呼びかけているというところがございます。特に飲食店につきましては、これまで廃業等の数につきましては、例年とそれほど相違ないということで、これまで御報告はいただいているところであり、また駅前不動産業者にヒアリングした中でも、例年とペースとしては変わらないというお話をいただいております。一方で、長いこと事業を続けてまいりました柏市の顔とも言うべき飲食店、こういったところがここ昨今、やはり廃業決められたりとか、閉店決められたりということがございまして、実際の店舗数以上に、私どもの意識という中では非常に売上げ減少感、それから景気の停滞感というものを認識しているところがございます。今後は、そういった閉店、廃業が増えないような形で、しっかりと事業者支援を継続してまいりたいと思えますし、今回飲食店につきましては営業自粛等が、昨年12月からずっと継続して

いるというような状況でございます。お話をお伺いしている中で、休業を余儀なくされている飲食店、それから常連のお客様がずっと来ていないというような状況もあります。コロナ前に100%戻るということはないかと思いますが、少しでも多くの方々が足を運んでいただけるような形で、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○**円谷** 非常に危機感を持っていらっしゃるんだと思います。30%のポイント還元をするというので、30%って、かなり還元率としては大きいと思います。ほかの様々な、特に大きな量販店とかでポイント還元なんていろいろやっていますが、30%って恐らく民間でやっているような数字ではなくて、かなり消費者意識といえますか、喚起するにはインパクトのある数字のように思うんですが、その辺はどのようにしてお決めになったのでしょうか。

○**理事兼商工振興課長** キャッシュレス事業者に幾つかの観点で事前にお話をお伺いする中で、キャッシュレス還元率が、何%が一番効果が高いかということもデータを基にして御紹介いただいたところでございます。この中で選択肢としては、15%、20%、30%と、あるいは40%、50%というところまで検証いただいたところでございますが、最も費用対効果として最適値が30%ということでお話を、複数の事業者からお伺いしておりましたので、30%とさせていただいたところでございます。以上です。

○**円谷** 分かりました。非常に先ほど申し上げたとおり、還元率としてはかなりよくて、お客様はきっとこれだったら優先的にこのキャッシュレスやっているところに行くんだろうなというふうに思います。それで、今回この事業があるから、今まで現金でしかやっていなかったような店舗が、キャッシュレス決済を導入するというようなことは予想されますか。

○**理事兼商工振興課長** 御指摘のとおりと考えております。キャッシュレス決済につきましては、特に新たな機器等の導入は必要なく、キャッシュレス事業者が用意するQRコード、こちらを店舗に置くということだけでスタートできるものもございますので、非常にこれまでの様々なカードリーダーを買ったりとか、対応レジを用意したりとか、そういったハード整備が必要ないということで、ハードルが低いものと考えております。以上です。

○**円谷** やっぱりそういったところはしっかり理解していただいて、何となくで導入を見送っているような業者さんがあつたらもったいないと思いますので、その辺はしっかり周知をしていただきたいというのが一つと、あと当然感染対策と並行してやらなくちゃいけないというところで、現金を直接受け渡しをしないということが感染のリスク下げるという観点もあろうかと思いますが、その辺はいかがですか。

○**理事兼商工振興課長** キャッシュレス決済につきましては、委員御指摘のようなメリットというか、感染拡大防止に寄与する部分もあると認識しております。以上です。

○**円谷** そういったところも併せて市民の方にも、店舗の方にも周知をしていって、

啓蒙といいますか、きちんと御理解をいただいて、感染対策のさらなる推進というところにもつなげていっていただきたいなど、このように思います。それと、関連業者、仕入れ業者さんですとか、遅くまでやっているところだったら交通業者さんとかも入るんですが、そちらへの還元というか、波及効果がきつとあるだろうということだったんですが、その辺について、やはり非常に危惧をしています。飲食店さんは補償金が出たりとかしていたけれども、仕入れ業者さん、交通業者さんというのはそれがなかったということで、大変な危機感を持っていらっしゃるかと思うんですが、その辺について、もうちょっと具体的に何かあればお示しいただきたいと思います。

○理事兼商工振興課長 まさに飲食店と取引のある様々な仕入れ業者につきましても売上げは非常に厳しいということで、県においては、独自の制度におきまして、取引がある仕入れ業者向けの補助率のかさ上げというものも実施しているところでございますが、やはり給付金というものは一部の効果ということでございますので、売上げ回復というところが非常に多くなってくるかと思えます。私どもも小売事業者の方々の組合からの御要望もいただいているところでございます。また、タクシー等深夜の運輸、交通手段につきましても、やはり夜間売上げというものが大体3割から4割上げているタクシー事業者もあるということから、そういった事業者の方々への需要の高まりというところも期待しているというところでございます。以上です。

○円谷 かなり大きな交付金のうちの大部分を占めて実施する事業で、結果を出していただきたいなどというのが一番だと思うので、鋭意努力をお願いしたいと、このように思います。あわせて、ふるさと物品販路拡大促進事業なんですけど、事業自体全く問題もないし、すばらしい事業だと思うんですけども、やはりその次、やっぱり一步踏み込んだところで、その場で買っていただくのは、もちろんそれもうれしいんですが、やはりその後販売に、促販につながっていかないと仕方がないというところで、もちろん柏にそのまま足を運んでいただければ、それが一番いいのかもしれないかもしれませんが、恐らくなかなかそうもいかないところで、通販なのか何なのか分かりませんが、その後に引き続き品物を買っていただけるような取組が必要かなと思うんですけども、その辺についてお示しく下さい。

○理事兼商工振興課長 まさに御指摘の点重要であると考えておりまして、実施が11月の上旬を予定しております。また、一方でふるさと納税という制度がございまして、こちらの寄附額が最も上がるのが12月ということになります。柏市におきましては、平成29年度途中からふるさと納税の返礼品の取扱いを始めまして、現在のところ509品目、これ東葛6市の中では圧倒的に多いというような返礼品の数、また寄附額につきましても1億9,606万7,000円ということで、こちらは千葉県内54市町村中13番目の実績となっております。こういったふるさと納税の寄附、こういったものにもしっかりとつなげてまいりたいと考えておりますし、またアリオ柏等大型商業施設におきまして、こうしたふるさと産品というものの販売コーナーの設置と

いうものも現在協議しているところでございます。このような販路をある程度市のほうにおきましてもしっかりと確保することで、市内事業者の方々が商品を販売しやすい、市民の方々にも知っていただく機会を増やしていくということが重要であると考えております。以上です。

○**円谷** 分かりました。ありがとうございます。最後1点、柏駅西口エスカレーター及び柏たなか駅西口エレベーター修繕ということで、特に柏たなかの西口のほうについてお伺いしたいんですが、駅ができて随分たって、地元の坂巻委員いらっしゃるところで恐縮なんですけれども、かなり住宅の事情というか、住民の流れというのも変わってきて、たなか病院とか、工業団地とかというところもある中で、今のエレベーターの位置とか、そういったところもちよっと不便になってきているんじゃないかなというのは何となく私の感想なんです、その辺はいかがでしょう。

○**土木部長** 確かに当時駅開業したときは条件が大分変わってきておりますので、今後人の流れとかに合わせて、例えばエスカレーターというのもこれから要望というのが出ていますので、少し考えていきたいと思っております。以上でございます。

○**円谷** エスカレーターなんだろうね、きつとという気はしているんですけども、ぜひ検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**岡田** 既に伺いたいところは、ほとんどほかの委員の質問の中で出ておりますので、私は二、三点伺わせていただきます。最初に、プレミアム商品券、先ほどもお話ございましたけれども、私もちょうど昨年のテレビの放映というか、映像残っております、頭の中に。本当に駅に密集して、そして柏市どうなってる、柏市ということで表示がされていまして。先ほども対応についてはお話出ておりますけれども、改めて柏市でどうやったら対策というか、そういうところの部分をございましたら、ほかにございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○**理事兼商工振興課長** 昨年度の商品券発行に関しましては、発行前にやはり市といたしましても非常な懸念を持っておりまして、当日販売の中止等を強く求めてきたところですが、商店会連合会の判断で、あのような形で大丈夫だということで実施されたということでございます。今年度につきましては、特に補正予算で市からの補助金ということで、別枠で計上させていただいておりますので、当然私どもといたしましても、事業実施に当たってはしっかりとした体制で混乱が生じないようにということで、事前にお話をお伺いしながら、当然補助金の交付権者といたしまして必要な対応を取ってまいりたいと考えております。以上です。

○**岡田** よろしく申し上げます。そして、続いてキャッシュレスポイント還元と、チャレンジ支援補助金について、これも先ほどから質問がたびたび出ておりますけれども、私からも、先ほど理事から給付金の調査というか、検討も行ったということでございました。でも、やっぱり今回はチャレンジ支援補助金なり、キャッシュレスポイントの還元といった形での柏市での対策を行うということですが、私やっぱり支援が必要なところ、給付金が必要なところってあると思うんです。冒頭ございました昨年度の柏市のアンケートの中でも、たしか1位では売上げが減少してい

る事業者に対する支援と、給付金ということで、アンケートの1位になっていると思います。ちょっと先ほどの御答弁の中では、明確になぜ今回給付金が検討されたのに導入されなかったというところがよく見えないので、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○理事兼商工振興課長 御指摘のとおりでございます。給付金というような形で業種を問わず一律にということの検討というものも行ってきただけで、今回につきましては、より効果が高い付加価値があるということで、補助金を原資にいたしまして、様々な形での顧客の回復、売上げの回復、それから新しいビジネスによりまして、年数十万、あるいは数万円であっても、継続的に売上げが上がるような仕組みづくりというものを優先的に御提案をさせていただいたというところがございます。ただ、今後の事業者の経営状況等を踏まえて、やはり必要な支援というものは、1回行っておしまいということではなくて、そのときに応じて必要な支援というものはしっかりと今後も検討、実施してまいりたいと考えております。以上です。

○岡田 今回の補正予算に反対するという意味ではございません。きちんとキャッシュレスポイント還元と、そしてまたチャレンジ支援金等を行っていただきたいと思います。ただ、やはり同時に給付金の支援、本当に今困っている、今この瞬間困っているという事業者さんに対する支援、これ両立でできると思うんですね。頑張っているところには、余裕があるところには、さらに次のチャレンジを行って、そして本当にもう逼迫しているところに対しては、少しでも手を差し伸べる、そういった2つの両立した支援をぜひ検討していただきたいと思います。私からは以上です。

○山田 どうぞ、委員長、皆さんお許してください。本当に質疑の中で、皆さんの意見と私も本当に大切なことで、全く同感です。ただ、本当に私たち議員は、この感染、地方経済というのはよく知っていて、柏市独自の施策を財源などの問題があって、市単独で継続的に手当てしていくということが非常に難しい状態、これはもどかしい状態です。あと、議論の中で、助けを求めても手続がなかなか速やかにいかないとか、それから恩恵を受けられる人と受けられない人の問題とか、非常に、それからさらに私なんかで言うのは、この非正規とか、それから少子化の問題、いろんな問題が浮き彫りになされている中に、これ2年も続いていますけど、最初のスタートは感染抑止と補償救済という問題が、ずっと私たちは議論、提案もされているし、そこがずっときているんで、もうそろそろ、そろそろというか、常にアフターコロナの状況、生活様式、これどこまで日本がもつのか、こういうことも真剣に、これ結論が出て、出そうで出ないし、難しい状態があるんで、その中にちょっと気になるのは、この事業自体が感染を拡大させるのではないかと、それから感染の拡大になりかねない、これは最も懸念する一つでもありますよ。けれども、私としては、考えられるうちでは何でも全てやってもらいたいと、こういう思いです。ただし、それぞれが見極めが大切で、議論もありましたけど、ブレーキとアクセルの問題、私も同感で、この見極めをしっかりとやってもらいたいと。それで、やっぱり本

当に対策ってなかなか打てづらいし、質問でも出ました第6波の見通しなんかも分からないし、今抑えられてきたとしても復活するのか、潜伏していて、こういうことはなかなか専門家でもいろいろ見解も分かれているので、これ以上私もしっかりした議論も、それからエビデンスも持っているわけではありませんけれども、どうぞやっぱり地方自治体としてやれることは何でもやると、そういうことの見極めをしっかりと、この私たち全ての委員のチェックに応じてもらって、それで市民を安心させていただけるような柏市のやり方を取ってもらいたいと、こういうふうに思っているんですけども、御所見があれば、副市長。

○副市長 山田委員から御指摘のとおり、市内経済の活性化は最重要課題でもありますので、やれることをしっかりとやっていきたいと思っておりますけど、ただ感染拡大のリスク回避はやっぱりやっていかなきゃいけないというところもありますので、その辺をしっかりと見極めながら、やれるものをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○公園緑地課長 先ほど平野委員から御質問、3点についてお答えいたします。まず、用地買収に関わるこれまでの利息でございますが、17億6,500万309円でございます。また、起債の合計額と、このうち幾ら償還したかにつきましては、柏北部中央地区区画整理事業、公園事業が様々絡んでおりますので、後日回答させていただきたいと思っております。以上です。

○平野 ありがとうございます。最初に紹介したように、このこんぶくろ池公園を区画整理事業の中でやるということで、柏市がやることになったわけなんですけれど、柏市の公園事業としてやることになったんですが、最初紹介したように、県に対して区画整理事業全体の中で負担の軽減について特段の御配慮をお願いしますということなんですけど、この配慮というのが、結局入り口はそうやって、これは全県的にもとというか、貴重な自然の体系で、それを保全することが広域に影響すると、大事なものなんだということで公園にしたわけなんだけど、その特段の、負担軽減について特段の配慮をお願いしたわけなんですけど、しかし、こうやって事業期間が延長されて、それによって先買いした用地の金利負担も今のように17億円、利息だけで17億円という費用がかかっているわけですね。そういうことがやはり、今後また、今この事業の、北部中央地区の事業の延長について今検討しているということですから、その機会機会に、この事業がどうなっているのか、その延長によって費用負担がどうなるのかということは、議会に対しても市に対しても説明が必要だと思っております。そのことをぜひお願いしたいんですが、部長どうでしょうか。

○都市部長 当然事業そのものについては都市計画事業ということになりますので、その事業が期間が変わるとかということについては、きちんと議会も含めて公表して、手続を進めていくというふうに県のほうと調整をしていきます。以上です。

○委員長 それでは質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第23号、当委員会所管分について採決いたします。

本件を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時51分休憩

○

午後 3時開議

○委員長 それでは、おそろいのようなので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第2区分、議案第3号、柏市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市道路占用料の条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があればこれを許します。

○平野 まず、頂いた議案説明の資料の中に、この創業関連資金の融資実績というのがあるんです。平成27年から令和3年までの分が載っているんですが、件数が10件であると。令和元年、令和2年については実績がないですね。この創業関連資金、創業支援資金と企業支援資金なんですが、なぜこんなに実績が少ないのか、その理由はどのように考えられますか。

○理事兼商工振興課長 非常に創業というところは、国、県、市いずれも積極的に支援をしているところなのですが、なかなか創業につながるという部分では難しい部分がございます。例えばRESASという国の分析データのページで拝見しましたところ、全国の創業比率につきましては5.04%、千葉県については5.28%、柏市については7.17%となっております。こうしたことから、創業を志していながらなかなか創業、実際の事業開始につながるというところは難しいところではございますが、市といたしましては商工団体等と連携しまして、現在、より確実な創業につながるための創業塾というものを開校しておりまして、これが平成28年度から令和2年までの間に233人の方の御参画をいただいて、その中で創業された方が36名ということで、創業比率でいくと15.5%、全国平均の3倍にはなっております。ただ、こうした現状を踏まえましても、まだまだ創業については、創業の余地というものがあるかと思われますので、引き続きしっかりと新たな掘り起こし、それから創業を志す方が、創業を柏でやってみたいというふうに思えるような形での創業支援というものも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○平野 今お話あった233件の塾を受講した人がいて、そのうちの15.5%の方が創業したということなのですが、この創業関連資金、融資についていうと、なぜ少ないんですか。

○理事兼商工振興課長 最近創業される方におきましては、もともと自宅で様々な商品をつくられたりとか、ITコンサルタント、経営コンサルタントというような形で、もともとの元手があまりかからないというような形での創業を志す方が多くなっております。これまで創業関連資金で多くの事業を、資金を必要とするというものにつきましては、飲食店で全く新しく開業される方とか、そういった方がイメージとしてはございますが、昨今の状況におきましては、飲食店の開業の中でも居抜きで使われたりとか、あとは融資というものを創業当初にはあまり選択されない方も増えているということが要因であるかというふうに認識しております。なので、市といたしましても、この融資の中で創業支援資金につきましてはこれまでも周知してきたところですが、今後もしっかりと周知してまいりたいと考えております。以上です。

○平野 やはり今のお話聞くと、将来の景気、経済に対する不安感といいますか、できるだけ借金しないで、自己資金でできるところでやろうというふうな、そういう傾向なんでしょうか。それで、今回の改正で、以前の改正前は自己資金要件ありというのが、自己資金要件なしになって、ほかの内容はおよそ変わらないようですが、この自己資金要件なしになることで、この融資の利用者が増えるという見込みはありますか。

○理事兼商工振興課長 まさに御指摘のとおりでございますが、これまで国の制度の中で信用保証協会の保証を得るためには、例えば1,000万円の融資を受ける場合には、1,000万円の自己資金が必要であるということになっておりまして、これは創業者の方にとっては非常にハードルが高いというふうに認識しております。この自己資金要件がなくなるということで、より少額あるいは自己資金があまり手元にない方でも融資を活用いただけることになり、この融資の実績も今後は増えていくというふうに見込んでおります。以上です。

○平野 今回の条例改正そのものについては、もともとの産業競争力強化法の改正に伴って、その定義であるとか、資金の種類を改正することなので、この条例改正には反対しませんけれども、しかしこのもともとの法律、産業競争力強化法という法律そのものについては、私ども共産党反対です。それで、今自治体が、地方自治体が今の補正予算の議論の中でも、地元の事業者や飲食店、地元の事業者を何とか支援しようという、そういうところに地方自治体の仕事としては重点があるわけですよ。ところが、国の議論の中では、この中小企業の競争力が弱いのはなぜなのか、それは規模が小さいからだ、数が多いからだ。だから、それを国際的にも競争力のある、国内的にも競争力のあるそういう企業になるために、言ってみれば淘汰していくということが議論されているわけですね。ですから、国の今進めようとしていることと、自治体が取り組もうとしていることとの間に大きなギャッ

プがあるし、目的が。そのことは指摘しておかなきゃいけないと思うんです。それで、ぜひ一般の認識として、中小企業は競争力が弱いというふうに言われているんですが、ぜひこの委員会でも認識をぜひ持っていただきたいと思うのは、これ政府の国会での答弁なんです、中小企業の中小、これ製造業に言っていますが、製造業について言っていますが、中小製造業の実質労働生産性の伸びは年率3から5%記録しており、大企業の伸びと遜色ない水準であると。しかしながら、価格転嫁力指標の伸び率がマイナスであるがゆえに、中小企業の労働生産性、1人当たり名目付加価値額の伸び率が1%程度に低迷しているということが分かります。結局中小企業は、大企業の下請であったりしたときの下請単価を、自分たちが欲しい、これだけの利益が欲しいんだと、単価が欲しいんだといっても、そのとおりはならない。そういうことがこの中小企業の労働生産性というのを低くしている原因なんだということ、国の議論の中でも認めているんですよね。ですから、一般的には俗論で、中小企業だから、競争力弱いからもっと大きくしなきゃ駄目なんだというんじゃない、やはりこの柏市でも、この条例も含めて地元の事業者を、そういう支援、強く支援していくと同時に、その競争力というか、まず始めるのは、やはりこれちょっと別の議論になりますが、公共事業において適正な下請単価、労賃を保証するように、公契約法、公契約条例を柏市でも積極的に議論するとか、そういうことがやはり必要かなというふうに思います。

もう一つ、次の議案第4号、よろしいですかね。これで、今日課長は渡部議員から話聞いたと思うんですけれども、今回のこの条例の改正案そのものは、柏市の道路占用料条例の一部を改正する条例なんです、電柱なんかの利用料なんです、説明では年間約3億円の、この道路占用料の収入が柏市にあるというお話でした。これに関わって言うんだけれど、よく問題なのは電柱、道路の中の電柱や道路標識なんか、特に通学路であるとか、狭い道路の中で邪魔になるわけですよね。それをのけてくれということは、住民要求の中でもかなりあります。特に八街の事故もあって、通学路については、児童の安全というのを最優先に考えたことが、考えることが必要だと、そういうことになっているわけですが、この電柱についての考え方、東京電力から市にこの電柱を入れさせてくれといったときに、それはやはり住民、地域住民の中で、あるいは通学路という位置づけの中で、それが、そこに電柱を入れると危険が増すとか、あるいは子供の、そういう通学に当たって子供の危険が増すとか、そういう判断というか、状況見て、やはり判断しなきゃいけないんじゃないかなと思いますが、そういう判断がされているでしょうか。

○道路総務課長 まず、道路の占用に関しては、道路法で無余地性という大原則があります。道路自体は、歩行者、通行、車とか、そういうものが優先的に通っていくというものの原則になっていますので、今お話にありました東電柱とか、NTTさんも電柱がありますけれども、基本的には民地側に入れてくださいということをして市のほうでは指導しております。ただ、民地側といっても、その所有者によっていろいろ事情がございまして、どうしても入れられないとか、そういう事情がありま

すので、そういう場合には、やはり電力とか、N T Tの供給というものは公共インフラにもなりますので、その場合には、それなりのきちっと理由書を出していただいて、それによって判断をして、道路内の占用許可をしております。

○平野 これは、委員の皆さんも自分の周りによく経験することなんですけれども、警察のいろいろ規制看板も含めて、むしろそういうものが交通の邪魔になっているとか、あるいは電柱もそうですけど、それが通行の邪魔になる、あるいは危険を増すということ、たくさんあると思うんですよね。ですから、これは今後も電柱の移設というか、新設なんかはたくさんあるでしょうけれども、ぜひ市としては安全面、特に子供たち、歩行者の安全、これを何よりも優先して努力をしていただきたいと思うんです。道路上に設置をしない方向での努力。というのは、今最初に言いましたように、みどり台二丁目というところで、この狭い道の通学路なんですけど、その通学路のところにカーブミラーがあって、それが通行を邪魔しているというので、そのカーブミラーを撤去してほしいという要望があって、それが実現したそうなんです。ところが、今度はその近くに3軒の新しい住宅が建って、そこに電気を引き込むのに電柱を立てなきゃいけなくなった。3軒の、今課長言われように、民地に入れるのが原則だということで、3軒の持ち主というか、入居者に交渉したけど、同意してくれる人いない。反対側の地主さん、道路の反対側の地主さんにも要求したけど、これも認めてくれないということで、最終的に東京電力から市に道路に入れるということを認めてくれということがあって、市としてはやむなくというか、それを認めたわけですよ。だから、この経過から分かるように、住民の皆さんが子供たちの安全のために、これ障害になっているからのけてくれと言った、それは実現したのに、そこに今度はもっと大きな電柱が立ったと、こういうことなんです。だから、ここには仕事の、市の仕事の中での申し送りというか、が、きちっとされて、ここは市民が努力して、これをせっかく撤去したんだから、ここに電柱は入れられないと。だから、地主さんなり、新築の家の方たちをやっぱり説得して、市としてですよ、説得して、こういう経過でこうなっているわけだから、ぜひお願いしたいということを努力しなければいけないというふうに思うんですが、その努力をされたでしょうかね、今回。

○道路総務課長 今回のみどり台の件ですが、やはりこれも東京電力さんが、先ほどお話があったように、まず入れる余地のところは3軒を建てたところと、その反対側の林になっているところです。やはりどちらにも説明して、入れさせてほしいということで、基本的にこの3軒に供給する電力なので、できればその3軒の皆さんに協力していただければよろしかったのかもしれませんが、事情とかあって、そちらも難しいということで、今回やむを得ず道路上に、道路境界ぎりぎりに寄せてあると思いますけれども、道路上に設置するという、そういう形になりました。

○平野 この柏市道路占用料というのは、先ほど言いましたように、結構大きなお金ですよ。けども、それが目的で道路の上に電柱立てることを気安く許可しているとは思いませんよ。そういうことはないと思うんですけれども、やはり今課長

言われたのは、東京電力が地主さんにそうやって説明して、説得してやったけど、駄目だったという話なんですよね。市の職員が東京電力と一緒に地主さんを説得したという話じゃないと思うんですよ。ですから、そういうケースというのは、申請があったときには、そこが通学路なのかどうなのか、子供の安全にとってどうなのかということをやはり一度は検討して、その中で最も危険の少ない方法というか、それが取られなきゃいけないだろうというふうに思いますので、この条例改正と併せて、今後の運用に当たってはそういうことを考慮していただきたい、努力していただきたいというふうに思います。

○林 中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定、先ほどの質疑と、一部ちょっと似通った形になるんですが、これまでの創業関連資金の融資実績のところなんですけど、今回の条例改正では企業支援資金を廃止するという項目があるんですけども、もともとの企業支援資金が実行実績はありませんという、そういう資料となっているんですが、もともとはあったものが実行されてなかったと。こういったこと、この創業支援資金とは別に、企業支援資金についてはなかったと、ここについてはどういう形で考えていらっしゃるのでしょうか。

○理事兼商工振興課長 国の制度改正に伴いまして、市においても平成27年度に企業支援資金を創設したところでございます。当初の目的といたしましては、特に柏市におきましては、先ほど申し上げました商工団体において実施している創業塾などの市として重点的に支援する特定創業支援事業、これの事業者に対するインセンティブという形で、プラスアルファの融資ができますよということで制度を創設したところでございますが、先ほども答弁申し上げましたとおり、創業者のニーズにおいて、そこまでの融資をなかなか抱えることができないというところがございますので、実績はゼロになったというところがございます。今回の企業支援資金の廃止につきましては、商工団体にもヒアリングを行いました、いずれ柏商工会議所、柏市沼南商工会いずれにおきましても実績がないし、今後も出てくる可能性が低いということで、廃止には同意していただいたというところがございます。以上です。

○林 理由はそういう形、逆に考えれば、当初の設計段階で、もう少し考えたほうがよかったかなというふうな捉え方もできますので、こういった支援資金制度がありまして、それが結局実施できなかったというのは残念に思っておりますので、ぜひ支援資金が、制度がある場合は、しっかりとそれに対応できるような設計をあらかじめ考えておくべきだったかなというふうにも思われるわけでございます。それはそれとして、今回の法改正の中では、現状の創業関連保証制度では対象にできない事業者が存在していると、そういうことございまして、これによりましてそういった方は対象になりますよと、そういう御説明なんですけども、ここについて詳しく御説明ください。

○理事兼商工振興課長 非常にテクニカルなお話になりますが、やっぱり個人で創業された方が会社を立ち上げたとき、その会社に当然事業が継承されるべきものに

なるんですが、これまでの制度上、法制度上では、その創設された会社に創業支援ということで事業が継承されるものの、創業特例が継承されないというような状況になっておりました。今般の法改正におきまして、個人の方が会社を設立して、その会社が事業をしっかりと継続して行う場合にも創業支援の対象となる、保証の対象となるというような制度改正が行われたというところでございます。以上です。

○林 もう一つ重要な点は、これは商工会議所と連携しながら進めていくというのは、もちろんそれは言わなくてもやられているかと思えますけど、やはりこういった制度がしっかりと相手に認識をされて、どういう形であれば利用できるのかというのを、しっかりとアピールと言うのは変かもしれませんけれども、こういったことを利用して企業の創業、あるいは運転につきましてもサポートしていきますよということを相手にしっかりと分かるようにアピールというか、相手にお知らせをしっかりとさせていただきたいんだというふうに思っております。商工会議所任せということでなく、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——それでは、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 議案第3号、柏市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第4号、柏市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時25分休憩

○

午後 3時31分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、議案第3区分、議案第8号、市道路線の認定について、議案第9号、市道路線の廃止について、議案第10号、公の施設の区域外設置に関する協議について、

3 議案を一括して議題といたします。

3 議案について質疑があれば、これを許します。

○山下 第10号についてお尋ねします。この写真を事前の資料で見せてもらったんですけれども、大きな木があって、その木が今回のことで伐採される予定でしょうか。

○道路総務課長 今委員おっしゃられたのは、公の施設の区域外設置に関する協議という議案の中の拡幅部分にある樹木ということだと思いますが、この計画自体は、我孫子市の全体計画で進めているものなんですけど、今現在は2.7メートルの道路が、今回計画が6メートルの幅員になりますので、どうしてもこの樹木関係は全て支障になってきますので、これ残念ながら伐採をするということで聞いております。以上です。

○山下 我孫子のことなのであれなんですけど、この道路を拡幅するに至った経緯とか、その状況について教えてください。

○道路総務課長 この道路計画自体は、我孫子市の久寺家一丁目から我孫子市の布施、北側になりますけれども、そこまでを結ぶ道路として計画されたものです。延長がおおむね大体560メートル、久寺家一丁目のほうには広幅員の道路が来ておりますんで、そこの行き止まりのところから560メートルの整備を行っていくということで、これはその地域間のつなぎということで計画されていたと聞いております。地元のほうからも早期の実現を要望されているので、できるだけ早めに仕上げていきたいということで、我孫子市からは聞いております。

○山下 恐らく地元の方々の御要望などありますので、反対することはないんですけれども、かつてあった計画で、今どれくらい交通量があるのか、拡幅が必要なのかどうか、それに伴って周りの景観であったり、自然環境であったりとか、その辺りについても今後考え方を見直していくことも必要かなと思って質問いたしました。以上です。

○松本 まず豊四季の40397号線の認定廃止及び再認定について、その経緯をお示してください。

○道路総務課長 今御質問の廃止、認定の路線は、県道のお諏訪様の近くから、旧日光街道に線路を渡ってつながっている道路、この道路自体はもともと赤道という道路で、昔からあった道路なんですけど、今回開発事業で1本新しい道路が、この今の認定されている道路に接続して、一部この認定道路のところも拡幅をしていくという、そのような計画でございました。認定の路線の考え方自体はいろいろありますが、このような特殊の場合にはこれといった決まりはありませんが、今回の開発行為でできた道路が、幅員が5.5メートル、もともとの道路が2.7程度の細い道路ですので、今回この開発行為で造った広い道路のほうをメインとして、そこに接続する道路というような位置づけで処理をする関係上、一度路線の廃止を行い、再度起終点を変えて認定を行うと、そういう形になります。

○松本 現在の認定を維持したまま追加のところだけ認定するという形にせず、現

道を廃止してというのはどのような判断によるのでしょうか。

○道路総務課長 今委員のおっしゃるとおり、もともとの道路に接続するというその考え方もあると思います。ただ、路線の整理上、こちらのほうでどちらをメインにするかというところで、広幅員のほうの道路のほうをメインに示していったほうが全体的に分かりやすいだろうという、そういう判断で今回整理をさせていただきました。

○松本 そのような判断の結果、ここは短い区間で3つの路線が、同じ道に見えるにもかかわらず存在するという形になってしまいます。これは、かえって分かりにくくなっていると思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

○道路総務課長 確かに1路線のところ、路線番号として3つ出てくるような形となりますが、処理上としては、こちらのほうではきちっと把握して処理しておきますので、支障というほどのものは出てこないと考えております。

○松本 続きまして、10号の我孫子市の道路についてです。当該地域は、周辺に畑が広がるようなところで、周りの道路も2メートル程度なんですけど、この新しい道路の必要性はどのようなところにあるのでしょうか。

○道路総務課長 先ほどもちょっと説明させていただきましたが、我孫子市の基本的な計画ですが、我孫子市に確認をしたところ、久寺家の一丁目から我孫子の布施のところまでの接続を、今2.7メートル程度の道路しかないの、拡幅したものを強く要望されているということの中で、一つは久寺家一丁目のところまで来ている広幅員の道路を真っすぐにつないでいくという考え方もあるとは思いますが、あの広幅員の道路は幅員が12メートルございます。地域性としてそれを延ばしていくのが費用対効果としてどうかというようところで、我孫子市の判断の中で現道を拡幅していくという判断をされたと聞いております。

○松本 この道路から久寺家一丁目につながって、そこは我孫子駅の北口の中央の通りを真っすぐ伸びているところなんですね。そこは久寺家一丁目で行き止まりになっているというような状況です。そこを延ばしていくことが、やはり一番利便性が高まると思います。そして、その広幅員ということなんですけど、そこはこの後、この先のところ、土谷津方面については、そこから6メートルにすればよいのではないのでしょうか。ここは12メートルを継続しなきゃいけないという話ではないと思いますが、どうでしょうか。

○道路総務課長 ちょっとその辺の真っすぐに伸ばすという、図面上のいう形と、行き止まりのところから一部右に曲がっているところまでがある程度拡幅されますので、我孫子市としては、そこから延長していくという考え方にしたのだと思われれます。

○委員長 ほかにございますか。――なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第8号、市道路線の認定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第9号、市道路線の廃止について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第10号、公の施設の区域外設置に関する協議について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦劳様でした。

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

まず、請願第1区分、請願42号、柏駅西口北地区再開発事業の情報公開についての主旨1、2、3、4を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○松本 情報公開が問題となっておりますが、今後どのように市民に情報公開、情報提供していく予定でしょうか。

○中心市街地整備課長 本議会のほうでも御答弁申し上げておりますとおり、今現在施設計画のほう準備組合のほうで検討中でございます。その施設計画がまとまり次第、市のほうに提示があるかと思っておりますので、それをもってお諮りしていきたいというふうに考えております。以上です。

○松本 スケジュール的にはどうなっていますか。

○中心市街地整備課長 現段階では、大型百貨店のほうが、区域のほうが、今のままの計画ですと同計画には乗れないという御判断がされましたので、それをもって今準備組合のほうで、区域を含めて施設計画の検討をしている段階でございます。まだ具体的なスケジュール、いつまでにというところで、具体的なところは提示がない状況でございます。以上です。

○松本 この事業については、市民からも関心が高い事業です。市民もどうなっているのかというところが大変不安だと思いますが、途中経過でもきちんと示していくということはしないのでしょうか。

○中心市街地整備課長 検討はなされておりますが、まだ地権者全員の同意という

形でオーソライズされているものではございませんので、それを市が公表していくような形は取れないものと考えております。以上です。

○松本 では、計画が固まったら、計画がある程度まとまってきたら、きちんと市民に情報公開していくという考えでしょうか。

○中心市街地整備課長 当然地権者の意見がまとまりまして、施設計画固まってきたという段階で、地権者の中での説明会がなされることになると思います。また、近隣の住民の方々にも御説明があるかと思います。それをもって都市計画の提案の原案という形になろうかと思っておりますので、そういったところの制度まで施設計画が練り上がってくれば、それをもって市のほうでも議会等に御説明させていただくことになると思います。以上です。

○松本 一部で柏市役所は、情報を出したがないんじゃないかという、そういった疑念もありますが、そうではなく、できるだけ出していこうという姿勢が今示されたのかと思いますので、ぜひそのようにしっかりと出していただきたいと思っております。この請願自体は、再開発の是非でやるべきだとか、やめるべきだとか、そういった話ではなくて、まずきちんと説明責任として情報出すべきだということを言っていますので、これはぜひしっかりと市民の声として、この委員会でもぜひ採択をしていただきたいということを主張して終了いたします。

○山下 パブリックコメントなど募ってこられましたけれども、例えば今後もっと市民の方が意見を出しやすいような形で意見を募るといったことは考えていらっしゃるでしょうか。

○中心市街地整備課長 先ほど松本委員のほうにも御説明しましたとおり、施設計画のほうにまとまってきた段階で、また、組合のほうとどのように周知を図っていくのかということも当然議論させていただいて、公表という形になろうかと思っておりますので、その時期を待って、またいろいろと御説明したいと思っております。以上です。

○山下 そのときに、パブリックコメントだけだと、やはりしっかりした意見が書ける人の声しか集まってこないようなところもあったかと思っております。広く意見を募れるような方法も検討していただきたいと思っております。あと、最後に一つ。柏市の考えというのが明らかにしてくださいというのがありますが、議会でもいろいろ答弁されているように、柏市の考えというのを広く市民の方に知ってもらえるような、そんな工夫、努力も必要ではないかと思っております。以上です。

○平野 先ほどの松本委員の質問、質疑の中で、最後に松本委員は、これからはきちっとその情報が開示されるんだなということを確認したんですが、これまでと違う段階で、事前にこの計画が市民に示されるということがあるんですか。

○中心市街地整備課長 今までも一貫してお話ししているとおおり、準備組合が施設計画をまとめた段階で公表がなされますので、その段階で執行部としましては市議会なりに諮っていくということで、今までの答弁と何ら変わらないと思っております。以上です。

○平野 ですから、そういう立場に対して、現段階での計画について、情報を開示

してほしいということであると、その一部開示ということで、墨塗りしたものが出てくるわけですよ。だから、きちっと開示をしてくださいということなんでしょう、それができない理由というのは、どのように請願者に説明しているんですか。

○**中心市街地整備課長** これまでも議会等で答弁させていただいておりますとおり、準備組合において、施設検討が今現在なされている段階だということでございます。地権者皆様方の同意が頂けて、施設計画がまとまったという段階にまだ至っておりませんので、その至った段階において御説明をできる段階なのかなということで、一貫して御答弁申し上げているところです。以上です。

○**平野** 表現が正確かどうか分からないけれども、私の記憶の中でいうと、その途中の計画が公開されると市民の間で様々な議論が起きて、ひいてはその地権者の権利が侵害されるというか、というふうな表現で説明されたことがありますよね。

○**中心市街地整備課長** 情報公開請求等のお話の中で、そういった内容での答申をいただいて、それをもってお答えしたことはあろうかと思えます。以上です。

○**平野** これは西口北地区の再開発事業というのは、その地権者の事業であると同時に、市の事業でもあるんですよ。市が重点として位置づけている事業ですよ。部長も今議会の一般質問の中で、今後の市としての事業の位置づけどうすんだと聞かれて、多分この事業は市の重点事業なので、今後も事業が成立するように指導、助言していきますということを言いました。ですから、そういう位置づけなんですよ、市としても。いかがですか。

○**都市部長** 御答弁いたしたように、総合計画その他位置づいているという点からしても、この事業は、施行者は当然組合ということで地権者の皆さんですけど、市としてはその事業自体が重点な事業であるというふうに考えております。以上です。

○**平野** 地権者の権利行使というだけの事業じゃないわけですよ。それだけの事業であれば、その地権者が法律の範囲内で、法令に反しないように、その土地なり権利をどう使うかというのは、それは自由だと思いますよ。だけど、そこに行政としての位置づけがあって、国と市の税金が使われるという事業だから、こうやって請願者はきちんと事前に市民に説明し、情報開示しなさいということを行っているわけですよ。例えば、先ほども補正予算の中で北部整備とこんぶくろ池のこと言いましたけれど、これは平成26年度の包括外部監査の結果報告書の中でどういう指摘がされたかということ、北部地域整備事業の進捗状況に関する情報開示の必要性というところで、これ意見がつけられたわけです。この事業というのは、「長期にわたる大規模事業であり、柏市民にとって、影響が大きく、関心の高い事業である」と。そして、市民の関心が高いんだけど、「北部地域整備事業に関する効果の見込みや実績の推移について、市民の関心も高いものと思われる。また、北部地域以外に在住の市民の立場からすれば、負担額に見合った便益・効果を受けておらず、負担のみが強いられているのではないかの疑念が生じる可能性もある。」だから、市民全体にきちっと説明しなさいということが言われて、この推進方針の、平成10年にできた推進方針が27年に見直しされたわけなんですけど、この中で税収効果なんか

も含めて載ったわけなんですよ。途中経過だけど、こういう状況ですよということが言われたわけです。ですから、地権者の事業であると同時に、公共事業なわけです。だから、地権者の権利を侵害するとかしないとかの話じゃなくて、きちっと市民全体に、これは説明しなきゃいけない。事前に市民の意見がその計画に反映されるように公開されて、それに市民が意見を入れられる、その変更の余地がある段階で、そういうふうにならないといけないと思うんですが、そうじゃないでしょうか。

○**中心市街地整備課長** 当然平野委員がおっしゃられるとおり、地権者の権利行使というところだけではなくて、当然市としても駅前の課題解決を図るための絶好の機会だということもございまして、そこに対しては公共貢献という形で貢献いただくような形もあろうかと思っておりますので、事業の必要性は当然あると認識しております。また、情報公開のお話につきましては、都市計画のほうの手続がまだ、今段階で済んでいない状況の検討段階の状況でございまして。地権者の方々が意見取りまとめ、その形に至っていないところでございまして、その権利者、準備組合全体でまとめ上げる施設計画、それがまだ固まる前の段階ですので、それが固まった後に、その辺は御提示できると、繰り返しになりますけれども、以上が答弁になります。以上です。

○**平野** なぜ事前の情報の開示が大事なのかということだと思えますよ。この再開発事業というのは、この制度の仕組み上、地権者は、地権者それぞれに負担が生じる場合、どういう場合に負担が生じますか、地権者。再開発事業の中で。地権者に負担が生じる場合はどういう場合ですか。

○**中心市街地整備課長** 当然その事業の工事において、自分の土地建物を移転させていくというところで、中断移転なんていうところもあつたりしますので、そういったところで、自分の住むところを変えていくということが一つあるのかなと思いますけれども。以上です。

○**平野** いや、金銭的な負担が生じる場合はどういう場合ですか。今言った、例えば移転が必要ならば、それは組合の事業の中で負担されるでしょう。

○**中心市街地整備課長** 例えば従前の土地、建物評価をしていただいたものが、再開発事業終わった後に、もらい受ける床面積が幾つになりますと、等価交換方式でそこは数値が出てくることになります。そういったところに、もし自分が土地が足りないよということであれば、保留床を購入するというようなところで負担は出てくるかなというふうに思います。以上です。

○**平野** なぜそんな質問したかというのと、この再開発事業の原則的な仕組みというのは、それぞれの地権者がいて、それが戸建て住宅であれば、それぞれの家、土地を持っているわけですけど、それを1つのビルにしましょうと、平面のものを高くしましょうと、それでその代わり従前の土地や建物は事前に評価をして、それに合う床、権利床と交換するということですよ。ですから、そこには本来的には負担は生じないわけですよ。同じものだと、同じ価値のあるものだと見ているわけで

しょう。高島屋は正確なところ分かりませんが、その権利床の面積が狭過ぎるんじゃないかと。あるいはお金を出してもいいからもっと床をくれと言っているのかどうなのか分かりませんが、原則的にはそうですよね。地権者の皆さんは、その再開発を進めることによって、従前と同じ価値のものを手に入れると。ここには金銭的な負担は出ません。だけど、その事業に柏市や国が二百数十億円の補助金、あるいは交付金を出すということになると、これは市民にとっては、これは負担なんです。市民にとっては負担なんです。どちらにというか、市民に説明しなきゃいけない理由って、このことから言えるんじゃないですか。事前に事業が始まってから、確定してからじゃなくて、変更の余地のある段階で市民に説明する、情報開示する、この負担の原則からいっても、負担している、税金から負担することになる、市民には説明しないで地権者の権利だけ言って説明しないと。権利が侵害されるという、それはちょっと成り立たないんじゃないでしょうか。

○**中心市街地整備課長** 個人の住宅に補助金が入るから、市民全員の意向を聞かなければいけないという平野委員の御意見なんですけど、まず柏市の補助金交付要綱の中で、住宅部分に補助を入れないということが前提となって補助金の交付要綱が成り立っております。また、その補助金の額につきましても、議会等でも答弁させていただいているとおり、全体の2割、かつ住宅の割合は50%未満というような条件もつけた中での補助金交付要綱になっておりますので、そこの個人の資産のところに補助金が入るということとは当たらないと思います。以上です。

○**平野** 請願は1から4まであるんですけども、市は、これは地権者、組合の事業であるだけじゃなくて、市の重点事業であるというふうに位置づけているわけですから、市にきちんと説明してくださいということを行っているんですよ。その主旨3も主旨4も同じことですよね。とにかく説明してくださいと。説明しない理由として言ったのが、先ほども言ったように、事前に公表すると、市民が様々な意見を言って、議論が起きて、ひいては地権者の権利が侵害される、そういう理由で言っているわけで、その理由は成り立たないでしょうというのが、今の私の意見なんです。地権者は、金銭的な負担、その権利床が同じ価値があるものだということ言えば、金銭的な負担なしに、例えば移転が必要だったら、今課長が言われた移転が、一時的な移転が必要になったというときは、それは組合の事業計画の中できちんとそれは措置されているわけですから、負担はないですよ。もらえる権利も従前の価値と同じだということだから、ここにも金銭的な負担はないわけですよ。余計広くくって言ったら買わなきゃいけないけれど。だけど、市民は、国民は税金という形でこの事業にお金を出しますよということですから、私はこういう事業は、その地権者の権利を言う前に、市民の権利を、まず、ここで言われている、請願で言われているような市民の権利をまず保障しなさいということをお願いなんです。ぜひ皆さんにその辺賛成いただいて、柏市に責任を果たすように、この請願採択でそういうふうにしていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○**委員長** 暫時休憩いたします。

午後 4時 5分休憩

○

午後 4時 10分開議

○委員長 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。
質疑、ほかに。——質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 請願42号主旨1について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手少数であります。
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 請願42号主旨2について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
採択、不採択同数であります。委員長の判断によって不採択すべきものと決します。

○委員長 請願42号主旨3について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
採択、不採択同数であります。委員長の判断によって不採択すべきものと決します。

○委員長 請願42号主旨4について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
採択、不採択同数であります。
委員長の判断により、本件は不採択すべきものと決します。
以上で請願の審査を終了いたします。
執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。
調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。
ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題とい

たします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。詳細は後日御連絡をさせていただきます。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の建設経済委員会を閉会いたします。

午後 4時15分閉会